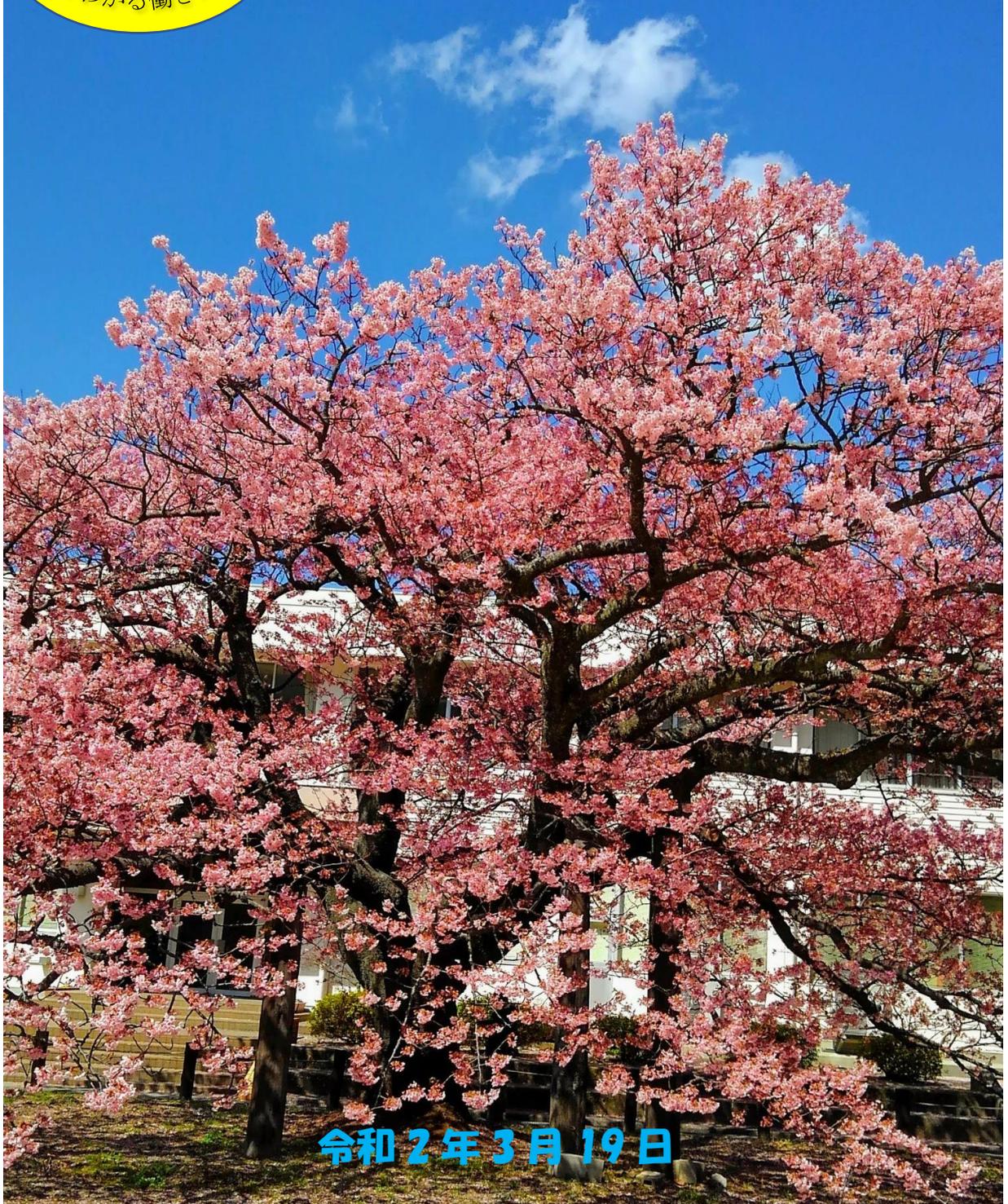




情報(第83号)



令和2年3月19日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

寒桜 (防府市向島小学校) : この小学校の子どもは幸せです (令和2年3月11日)。

新型コロナウイルスの影響による雇用調整助成金



1 雇用調整助成金の意義

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業および教育訓練（休業等）または出向を行い、これにより労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

この度の新型コロナウイルスによる感染症の影響を踏まえて、前記雇用調整助成金の特例が実施されており、前記影響を受ける事業主が対象となります。今号では、これらの概要を解説します。

2 特例措置の対象事業主

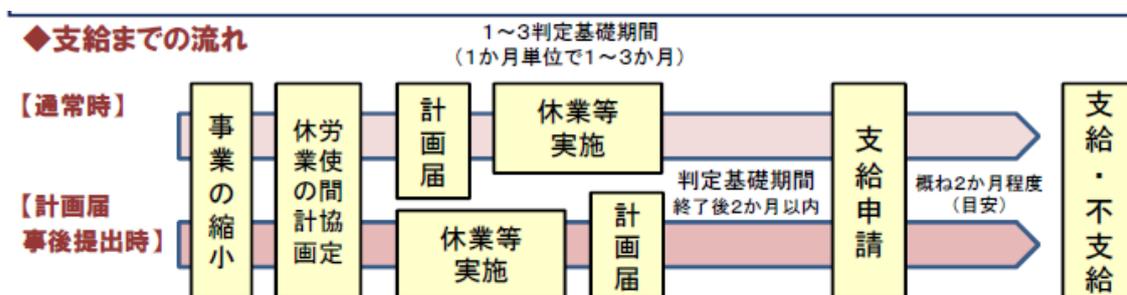
以下の経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

- (1) 取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- (2) 労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。
- (3) 労働者が感染症を発症していないが、行政の要請を受けて事業所を閉鎖し、事業活動が縮小した場合。
- (4) 小学校の休校により、大半の労働者が長期的に休暇を取得することにより、生産体制の維持等が困難になり営業を中止した場合。

3 休業等計画届の事後提出の特例措置

通常の雇用調整助成金では、助成対象となる休業等を行うに当たり、事前に休業等の計画届を提出する必要があるところ、今回の特例措置では、令和2年1月24日以降に初回の休業等を行う計画届の提出について、令和2年5月31日まで提出することにより、休業前に提出があったものとして取り扱われます（図参照）。

【図】雇用調整助成金の流れ



4 生産指標の要件緩和の特例措置

生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。

通常は、生産指標の減少（10%以上の低下）を、初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。

今回の特例措置では、最近1か月の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少した場合には、生産指標の支給要件を満たしたものとして取り扱われます。

5 その他の主な要件

- (1) 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- (2) 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出労働局等から求められた場合に応じること。
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- (3) 労使間の協定により休業等を行うこと。
- (4) 休業手当の支払いが適法なものであること。
- (5) 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。

6 受給手続き

- (1) 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。

判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。
- (2) 事後提出する休業等については、一度にまとめて提出することになっています。
- (3) 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出することになります（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます）。
- (4) 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。以上について3の図を参照ください。

7 設置後1年未満事業主等

通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象ですが、今回の特例措置では、令和2年1月24日時点で、雇用保険事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象となり、また、雇用保険の被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象となります。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>